

法人税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 法人税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の損金不算入措置の対象から除外される原価の額等について、その原価の額等の基因となる取引に係る帳簿書類その他の物件の保存場所を定めることとする。（法人税法施行規則第25条の10関係）
- 2 内国法人が有する他の通算法人の株式の通算終了事由が生じた時の直後の一単位当たりの帳簿価額の計算における簿価純資産価額の計算上その資産調整勘定対応金額の合計額等を加算することができる措置の適用を受けるために保存すべき書類を定めることとする。（法人税法施行規則第27条関係）
- 3 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度における主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定基準を定めることとする。（法人税法施行規則第27条の17、第27条の17の2関係）
- 4 外国税額控除制度について、通算法人の過年度の期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額が過年度の税額控除額を超える場合のその差額に相当する金額を進行年度の法人税の額に加算する際に確定申告書等に添付すべき書類等を定めることとする。（法人税法施行規則第30条の5関係）
- 5 電子情報処理組織を使用する方法により確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人が添付書類記載事項を提供する際に提出することができる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。（法人税法施行規則第36条の4関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部改正（第2条関係）

- 1 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行規則について、上記一1及び3と同様の改正を行うこととする。（令和2年改正前法人税法施行規則第25条の10、第27条の17、第27条の17の2関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和４年４月１日から施行することとする。（附則第１条関係）